

「第一事業所のダイヤ改正変更」「業務体制変更」の団体交渉を開催する。

サービックは、不誠実な回答に終始する。

5月11日、J R 東海労新幹線関西地本は、サービックと「第一事業所におけるダイヤ改正変更」「業務体制の見直し」についての団体交渉を開催しました。

以下、サービックの回答（要約）です。

●第一事業所におけるダイヤ改正変更に関する申し入れ

1. 時間延長（残業）は就業規則第35条による業務指示なのか。また、「正当な理由がなければ、これを拒むことはできない」の正当な理由を明らかにすること。

*回答「会社は就業規則に基づき業務上の必要性がある場合は、社員に対し労働時間外に勤務を命じることがある」「社会通念上やむを得ないものを指しており、会社が社員の申し出に応じて、適時適切に判断する」

2. 時間延長（残業）は、残業対象社員の同意を得ること。代替要員は残業を希望する社員を募るなどして確保すること。

*回答「そのような考えはない」

3. 第一事業所において、4月分の勤務指定表の発表が3月25日の昼過ぎまで遅れた理由を明らかにすること。

*回答「発表が遅れたとの認識はない」

●業務体制の見直しに関する申し入れ

1. 社員の理解と協力を得るために、本社として「業務体制の見直し」に関する説明会を開催すること。社員から無記名で要望や質問などを受け付け説明会で回答すること。

*回答「事業所において事前に必要な説明は行っており、今後改めて本社が説明会を開催する考えはない」

2. 鳥飼事業所と第一事業所の「業務体制の見直し」による出面増減と、第一事業所の班長代行担当者数を明らかにすること。

*回答「鳥飼事業所では、マネージャー（係長）1名減、リーダー（係長代行）1名増、第一事業所では、マネージャー（係長）1名減、チーフスタッフ（班長）6名減、スタッフ（整備係）7名増、鳥飼、第一事業所において、上位職が下位職の業務を担当する（下位職充当）が発生している。

第一事業所において、いわゆる班長代行の担務を指定した（当時の職名が整備係だった社員）の数についてはこの場で明らかにする考えはない。

3. 班長業務を担当した社員に代行等手当（日額800円）を支給すること。

*回答「そのような考えはない」

